

令和2年12月21日

会員各位

公益社団法人 日本農業法人協会
事務局

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけについて（協力依頼）

当協会の事業推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1）に基づき、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて各方面よりアナウンスされておりますが、改めて、農林水産省経営局から、皆さまへの周知についての依頼がありました。

マイナンバーカードは以下のような大きなメリットがあります。

- ・健康保険証利用による、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減
- ・従業員にとっても、公的な身分証明書になる
- ・マイナポイント1人5,000円分（上限）がもらえる
- ・住民票の写し、課税証明書等のコンビニでの取得
- ・e-Taxによる確定申告等での利用、
- ・今後、運転免許証との一体化も検討され、住所変更等の際、市区町村窓口でマイナンバーカードの住所変更をすれば警察署に届け出ることは不要になる

つきましては、下記の要領で、貴社の従業員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

以下、農林水産省からの周知依頼文を記載いたします。

記

1 呼びかけに係る資料を御活用ください

（チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」）。

<https://hojin.or.jp/wp-content/uploads/63a20b5160993572f3678a42870f2602.pdf>

※資料は、そのまま、掲載いただいたり、従業員に対しメール添付でお知らせいただけるよう、作成されています。全ての従業員の方が閲覧できるように、チラシの周知をお願いいたします。

2 関連する以下の動画、ポスター、リーフレットの電子媒体を併せてお送りしますので、

御自由に御活用ください。

- ① 説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」
(動画でマイナンバーカードのメリット、取得方法、安全性等について紹介)
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>
 - ② ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
(マイナンバーカードのメリットをポスターの形で紹介)
 - ③ リーフレット「持ち歩いて大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
(マイナンバーカードの安全性や紛失時の対応について紹介)
 - ④ リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
(マイナンバーカードの申請方法や手順を紹介)
 - ⑤ リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
(マイナンバーカードで健康保険証として利用するための申込方法等について紹介)
 - ⑥ リーフレット「2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
(マイナンバーカードで健康保険証として利用するメリット等について紹介)
 - ⑦ リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
(マイナポイントの予約・申込方法について紹介)
 - ⑧ リーフレット「マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル」
(子育てや介護のオンライン申請や行政からのお知らせの受取等ができるマイナポータルについて紹介)
 - ⑨ 広報用ひな形原稿(文字のみ)
(貴社において、広報誌やメールマガジン等で発行・送付する機会に、マイナンバーカードの普及促進を掲載いただける際のひな形原稿)
 - ⑩ マイナンバーカードに関するFAQ
(マイナンバーカードに関するよくある質問と回答)
- ②～⑩の資料については、以下のURLよりご参照ください。

<https://hojin.or.jp/wp-content/uploads/0c788fb2aa6d98fa0e5f2b3da6d891b9.pdf>

<https://hojin.or.jp/wp-content/uploads/a9f8471871d7d3a42c97c17755e8650a.pdf>

- 3 従業員に対する呼びかけは、できる限り速やかに(年内目途に)実施頂ければ幸いです。
- 4 令和2年度中にQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付する予定であり、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、一部の市区町村においては、カードの交付申請について、貴社等に赴く方式を実施しています。御興味がある社におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。
- 5 以上のほか、貴社の実情に応じ、従業員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただくとともに、貴社において、個人の農林漁業者が加入者や組合員となっている場合は、顧客の窓口対応等の接点においてチラシの配布、広報誌やメールマガジン等を発行・送付する機会にマイナンバーカードの普及促進について掲載していただくなどの働きかけを行っていただけると幸いです。